

金融円滑化のための基本方針

山梨信用金庫は、地域の中小企業者および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給するとともに、お客様の悩みや課題解決に積極的に取り組み、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針にもとづき地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業者および個人のお客様への安定した資金供給やお客様の課題解決にかかるコンサルティング機能の発揮は、地域の協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命であると認識しております。

お客様からの資金需要やご返済条件の変更等のお申込みやご相談があった場合には、これまで以上に、お客様の抱えている課題等を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を円滑に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

なお、新規のお借入や条件変更等のお申し出に関しましては、お客様がご理解しご納得をいただけるよう、適切かつ十分な説明を行います。

(1) 態勢整備

イ. 金融円滑化推進委員会の設置

審査担当理事を委員長とする「金融円滑化推進委員会」を平成21年12月3日付にて新たに設置し、地域金融の円滑化を図るための具体的な取組み策等を協議・実施しております。

ロ. 相談窓口の設置

各営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、お客様からのご相談等に対し、迅速に対応できる体制を整備しました。(平成21年12月4日)

【相談受付窓口】

設置場所	各営業店
受付時間	【ご来店】 平日 9:00～15:00 【お電話】 平日 9:00～17:00
住所・電話番号	当金庫ホームページ内「店舗一覧」をご覧ください
対象	当金庫で事業資金融資・住宅ローンをご利用のお客様
* 現在お取引いただいている各本支店にお申し出下さい。 * 平日時間外でのご相談等については、個別に対応いたしますので、お取引店にご相談下さい。	

ハ．規程等の整備

金融円滑化に係る態勢整備を図るため、理事会において次の方針および管理規程を決議するとともに、内部マニュアル等を整備しました。

(平成 26 年 3 月 26 日一部改正)

- 金融円滑化のための基本方針
- 金融円滑化管理方針
- 金融円滑化管理規程
- 金融円滑化マニュアル
- 与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程
- 顧客説明に関する取扱要領

(2) 当金庫が行う支援措置

イ．経営改善支援

本部の専門部署である企業サポート部と営業店が一体となって、お客様の経営改善に対する支援を実施しております。また、必要に応じ、中小企業再生支援協議会と連携し、事業再生に向けた取組みを実施します。

ロ．経営改善計画書の策定支援

お客様の経営改善計画書の策定をお手伝いさせていただくほか、策定後のフォローを通じて課題解決をご支援します。

ハ．新規貸出や条件変更による支援

お客様の状況を十分理解したうえで、各種制度融資のお取扱いや条件変更の対応など、ご要望にお応えできるよう最大限の努力をいたします。

なお、条件変更等を行う際には、お利息を含めた総返済額が増加する場合などがあるほか、条件変更手数料、印紙代、保証料などが必要となる場合があります。

3．他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図ります。

なお、その際には、守秘義務に留意するとともに、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密に連携しながらお客様の資金繰りや課題解決に取り組んでまいります。

4．金融円滑化に関する苦情受付窓口

お客様からの貸付条件変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用下さい。

設置場所	総務人事部コンプライアンス室「お客様相談窓口」
受付時間	平日 9：00～17：00
電話番号	0120-454-585（フリーダイヤル）